

# 条例素案検討の手引き

## 前文

前文は条例に必須の構成要素ではありませんが、条例制定の背景や趣旨、条例全体を通じての考え方をなるべくわかりやすい言葉で表現し、条例の性格をより明確にすることによって、多くの市民の理解と協力を求めるため、前文をおくこととしたものです。

また、前文及び本文の文体については、親しみやすく、また、内容を分かりやすくするために、「です・ます体」にしています。

## 市民からの主な意見及び検討会議での発言

### 前文

#### 《市民からの意見》

- ・中学生だとハッキリとした夢を持っている人は少ない。何かの夢を持っている人を市全体で応援することもあると思うが、それよりも、学校でもっと楽しく過ごしたり、運動したり、絵をかいたり、そういうことの方が漠然とした「夢」よりも大切だし、元気につながると思う。
- ・こどもは宝。
- ・元気でない子、弱っている子、迷っている子、できる子ではない子を守ることが大事！

#### 《検討会議での発言》

- ・大人もこどもと関わることで成長する視点は大切
- ・こどもから教えられ地域がまとまることもある。
- ・全体を通じて、キーワードがあるといい。  
例えば「教育」、「共育」、「協育」の3つの「きょういく」など。

## 素案

### 前文

私たち小牧市民は、

- 一. こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一. 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一. 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

の実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、平成27年5月に宣言しました。

こどもは「小牧の宝」であり、一人ひとりが、様々な個性や能力や夢を持ったかけがえのない存在です。小牧市には、小牧山をはじめとする美しい自然、歴史に彩られた豊かな文化や充実した子育て施設など、子育てやこどもの成長にとって恵まれた環境が整っています。

この小牧の地において、全てのこどもが家庭や地域の愛情に包まれながら今を幸せに生きることができ、地域に深い愛着と誇りを持ち、夢を育み、夢に挑戦し、輝きながら成長できることは、私たちの願いです。

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい、魅力あるまちになっていくと確信します。

こどもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で協力してこどもを育て（協育）いくことにより、親や周りの大人も共に学びあい成長（共育）していきます。

私たちは、こうした考えのもと、こどもを中心に世代を超えて全ての人がつながり、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現するため、この条例を制定します。

### <説明>

- ・この条例制定のもとである「こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言」を引用しながら、こどもが育つ環境について目指す小牧市の姿について記述します。
- ・誰にでも分かりやすく伝わりやすい前文とします。
- ・市として、(1) こどもについての考え方や(2) こどもを取り巻く環境を明らかにして、(3) こどもを取り巻くすべての人(保護者、地域、事業者、学校等、市)のかかわり方を示し、相互に協力することが大切であると考えます。
- ・こうしたことを踏まえ、(4) 決意表明として、条例に対する決意を宣言し、市民全体の意識を共有する必要があります。

**第1章 総則**

この章では、本条例全体に適用される基本的事項として、条例の目的や位置づけ、用語の定義などを行います。

**素案**

■ 条例の解釈や運用の指針となる制定目的を定めます。

**(目的)**

第1条 この条例は、こども及びその家庭を支援し、応援することについて、基本理念を定め、保護者、地域住民、事業者、学校等及び市の責務を明らかにすることにより、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現することを目的とします。

**<説明>**

- ・ 本条例の制定の背景や決意は「前文」で述べていますので、ここでは、簡潔に「地域全体で子育てや子育てを支え合うまちの実現」が目的であることを明らかにしています。
- ・ この目的は、市のみで、あるいは家庭のみで実現することはできません。関係機関・団体はもちろんのこと、市民一人ひとりの協力なくしては、目指すまちを実現することはできません。そのために、保護者、地域住民、事業者、学校等及び行政などがそれぞれの特性を活かしながら責務を果たし、互いに緊密な連携を図ることについて規定しています。

**素案**

■ 条例内で使用される用語の定義付けを行います。

**(定義)**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいいます。
- (2) 保護者 親又は親の代わりにこどもを育てる立場にある者をいいます。
- (3) 地域住民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人（第1号に規定するこどもを除く。）及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいいます。
- (4) 学校等 学校、保育園、幼稚園及び児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として入所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (6) 大人 第1号に規定するこどもを除く全ての者をいいます。

**<説明>**

「定義」で位置付ける用語は、条例内で使われるもののうち特に言葉の解釈を統一する必要があるものを取り上げることとします。

- (1) こども… 児童福祉法や児童の権利に関する条約との整合性を考慮し、18歳未満を想定しています。ただし、こどもの成長・発達は一貫的であることを踏まえ、これを超える年齢層や胎児についても必要に応じて対応を要する範囲に含めることとします。
- (2) 保護者… 「親」には里親を含みます。「親の代わりに…」の部分は、親権代行者、未成年後見人、児童福祉施設の長など親に代わりこどもを養育する人を想定しています。
- (3) 地域住民… 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学等する者。また、市内の地縁組織、各種団体やこれらに属する人を想定しています。

- (4) 学校等…「学校等」は、学校教育法に基づく各種の施設（小学校、中学校、高等学校、幼稚園など）、児童福祉法に基づく各種の施設（保育所、児童館、児童クラブなど）の他、市内にあるこどもが育ち、学ぶためのあらゆる施設を含みます。
- (5) 事業者…市内で事業活動を行うすべての人や団体を想定しています。
- (6) 大人…「こども」を除くこどもに関わる全ての人を想定しています。

### 市民からの主な意見及び検討会議での発言

#### 《市民からの意見》

- ・ こどもの手本になるような大人になってほしい。
- ・ こどもが、家庭だけで育つのはムリなので、危ないことをしていたら注意したり、叱ってほしい。



### 素案

- 市民全体で共有すべき基本的な考え方について定めます。

#### （基本理念）

第3条 こども及びその家庭を支援し、応援することについての基本的な考え方は、次のとおりとします。

- (1) 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、こどもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とします。
- (2) 大人は、こどもや子育て家庭に関心と理解を持つとともに、自らが規範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割と責任を自覚することができるよう支援を行うものとしします。
- (3) 大人は、こどもの育成に関して、それぞれの責務を自覚し、主体的に取り組むとともに相互に連携し、及び協働して行うものとしします。

#### ＜説明＞

- ・ 本条例で定める権利とは、児童の権利に関する条約（日本は平成6年批准）に定められている権利であり、誰もが生まれながらに有する基本的人権です。
- ・ 本条例では、こどもの権利保障については、児童の権利に関する条約に委ねるかたちをとり、あえて重複して定めていません。
- ・ こどもに関することを決めたり、行うときには、こどもの幸せやこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えることが基本となると考えられます。
- ・ こどもを地域全体で育むためには、こどもに関わるすべての主体が、自らが手本となり、それぞれの責務に応じて主体的に取り組むことが必要であるとともに、各主体がお互いに協力・連携することが重要となります。

## 第2章 こどもの務め

この章では、こどもが自分らしく心豊かに成長していくために大切なことを具体的に規定します。

### 市民からの主な意見及び検討会議での発言

#### 《市民からの意見》

- ・虐待やこども同士のいじめを見つけたときに勇気を持って対応すること。
- ・お手伝い等の機会を家庭や地域でつくるなど。役立ち感（⇒自尊心）を育むこと。褒めてあげること。
- ・シティプロモーションのため、小牧の魅力を紹介するためのイベントを中学生が企画する。
- ・LINEでいじめやトラブルが増えている。自分たちでルールづくりをするなど、スマホの使い方を考える必要がある。
- ・防災対策の強化。ハザードマップ作りや、学校だけでなく地域ごとに定期的に避難訓練するなど。

#### 《検討会議での発言》

- ・こどもが守られる視点も重要だが、こどもが努めるべきことの視点も必要
- ・こども自らが考え、行動する文言も必要
- ・「こどもの権利」より「こどもの役割」などやわらかい表現がよい。



### 素案

#### （こどもの務め）

第4条 こどもは、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項について、取り組むよう努めるものとします。

- (1) 自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。
- (3) 夢を持って努力する気持ちを大切にし、考えて行動すること。
- (4) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加すること。

#### <説明>

- ・こどもが守られる視点だけでなく、こども自らが考え、行動することをこどもの務めとして規定しています。
- ・こどもが自分自身を大切にするとともに、他の人への思いやりの心を持つなど成長するために大切なことを年齢や発達に応じて、取り組むよう努める事項を規定しています。

### 第3章 大人の責務

この章では、こどもや子育て家庭を地域全体で応援するためにこどもを取り巻く大人が果たすべき責務について、保護者、地域住民、事業者、学校等、市の主体ごとに個別の項目を設けて、それぞれ位置付けます。

#### 市民からの主な意見及び検討会議での発言

##### 《検討会議での発言》

- ・「大人の責務」より「大人の役割」などやわらかい表現がよい。
- ・事業者、地域住民は「役割」、市、学校、保護者は「責務」と使い分けても良い。

##### 《市民からの意見》

- ・お手伝い等の機会を家庭や地域でつくるなど。役立ち感(⇒自尊心)を育むこと。褒めてあげること。
- ・こどもの主体性や自立心・自律心の尊重。

##### 《市民からの意見》

- ・地域独自で行うイベントを増やすなどして近隣の人の顔や名前を覚えれば、つながりが生まれて地域で助け合って生活する社会が広がると思う。
- ・犯罪に遭わないよう外で、見守りをしてほしい。
- ・地域にラジオ体操がないので、実施してほしい。
- ・防犯パトロール等の見守りやあいさつ、声かけ
- ・赤ちゃんサロンを地区の会館で実施やママの相談を受ける。
- ・学校や地区の集会所を利用したこどもの居場所づくり
- ・「放課後寺子屋」的なこどもの居場所づくり、もっとこどもと関わって学んだり遊んだりするような場所が必要。民間事業者が関わってもよい。
- ・子育て世帯と高齢者(子育ての先輩・ベテラン)が交流できるイベントや学びの場
- ・地域で(こどもたちが)活動する行事をつくる。
- ・こどもの話を聞いてほしい。 / 発表、体験の場がほしい。
- ・年齢・地域・環境・考え方の違うこども同士が交流する機会をつくる。

##### 《検討会議での発言》

- ・伝統や文化を伝承することを加えてはどうか。(大草地区の棒の手、秋葉祭りなど)

#### 素案

- 保護者の責務を位置付けます。

##### (保護者の責務)

- 第5条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす責務を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、こどもの年齢及び成長に応じた支援や指導を行うよう努めるものとします。
- 2 保護者は、こどもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すよう努めるものとします。

- 市民や、市内で活動する団体等の責務を位置付けます。

##### (地域住民の責務)

- 第6条 地域住民は、学校等と連携し、地域の中でこどもを見守り、こどもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。
- 2 地域住民は、こどもが地域の自然や文化を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験の機会を提供するよう努めるものとします。



#### <説明>

- ・子育ての第一義的な責任は、保護者にあることを認識し、それぞれの家庭において保護者として取り組まなければならない責務を位置付けます。
- ・地域住民は、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることや家庭に置ける子育てを補完する機能があることを認識し、地域住民が果たすべき責務を位置付けます。

## 市民からの主な意見及び検討会議での発言

## 《市民からの意見》

- ・こどもの夢を広げるため、市内の企業で実際に一日体験のようなものを実施する。
- ・待機児童問題の解決のために、3歳まで育休が取得できるよう、市が企業に働きかけてはどうか。
- ・職業体験のワークショップの開催やサポート **※再掲**
- ・「放課後寺子屋」的なこどもの居場所づくり、もっとこどもと関わって学んだり遊んだりするような場所が必要。民間事業者が関わってもよい。 **※再掲**

## 《検討会議での発言》

- ・企業が多い小牧の特性を踏まえ、事業者が果たす役割を厚くしてはどうか。

## 《市民からの意見》

- ・職業体験のワークショップの開催やサポート
- ・夢を応援するだけでなく、夢を見つける機会を増やしたり、道徳の授業等の使い方を変えるなどすべき。
- ・障がい者（児）への差別偏見をなくすための道徳教育。
- ・全国学力テストで愛知県は28位と決して良くはない。市として学習環境を見直して、学力向上に取り組むべき。
- ・学校の様子がわからない。
- ・幼稚園・保育園・小中学校の行事に地域が関わるプログラムを取り入れてほしい。

## 素案

- 市内で事業活動を行う人や団体の責務を位置付けます。

## （事業者の責務）

- 第7条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。
- 2 事業者は、地域社会の一員として、市や学校等と連携し、こどもの育成に関する活動を支援し、協力するよう努めるものとします。

- 学校など、こどもが関わる施設の責務を位置付けます。

## （学校等の責務）

- 第8条 学校等は、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援に努めるものとします。
- 2 学校等は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域内のつながりの拠点のひとつとして、情報等様々な資源を地域に提供し、積極的に地域と交流するよう努めるものとします。

## &lt;説明&gt;

- ・事業者については、保護者（従業員）が子育てしやすい環境を整備するために雇用主として果たすべき責務と、地域社会の一員として担うべき責務の、2つを位置付けます。
- ・こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所である学校等において、その関係者が担うべき責務を位置付けます。



## 市民からの主な意見及び検討会議での発言

## 《市民からの意見》

- ・待機児童問題の解決のために、3歳まで育休が取得できるよう、市が企業に働きかけてはどうか。 **※再掲**
- ・病児保育を充実して欲しい
- ・家事援助があるとよい
- ・仕事をしながら子育てできる環境が必要



## 素案

■行政としての責務を位置付けます。

## （市の責務）

- 第9条 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関する施策を実施するものとします。
- 2 市は、保護者、地域住民、事業者及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。
- 3 市は、この条例の目的や内容について、周知及び啓発を行うものとします。

## &lt;説明&gt;

- ・本条例で定める施策を推進していく上で、市が果たすべき責務について規定しています。しかしながら、市単独でできることは限られているため、他の主体や関係機関等との連携及び協働という視点についても規定しています。

## 【参考】

役割 … 割り当てられた役目。

(他者等との関係のなかで) 期待される、または遂行しているはたらき。

責務 … 自らの責任として果たさなければならない事 ≒ 務め

※他者等との関係に左右されることなく、単独でも行わなければならない事柄。

#### 第4章 地域全体で子どもを育むまちづくりの推進

この章では、子どもの成長への支援や子どもの夢や挑戦を応援する環境づくりのための、具体的な施策や仕組みなどを定めます。

##### 市民からの主な意見及び検討会議での発言

###### 《市民からの意見》

- ・ 障がいのある子どもの将来的な自立生活を支援すること。
- ・ 外国人への配慮、外国人も住みやすいまちづくり。
- ・ 少子高齢化対策。 子どもだけでなく高齢者にとっても住みやすい市をつくってほしい。
- ・ 子育て、出産しやすい環境づくりとして、待機児童ゼロを目指すべき
- ・ 児童クラブを7時まで実施してはどうか。
- ・ 出産時に上の子どもを安心して預けられるサポートがあると第2子以降も産みやすい。
- ・ 少しの時間 子どもを預ってくれる人がほしい。
- ・ 3人の子どものうち1人が 病気になった時に困る。
- ・ 小学校と児童クラブの連携強化を！
- ・ 児童館などの 身近で利用しやすい施設の拡充
- ・ 発達障がいの子どもを持つ親を対象にした相談や情報提供など



##### 素案

■ 子育てを行う家庭に対する支援について規定します。

###### （家庭への支援）

- 第10条 市、地域住民、事業者及び学校等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援に努めるものとします。
- 2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行うものとします。

###### <説明>

- ・ 保護者が安心して子育てができるよう市やその他の関係者が、子育てに必要な支援を推進していくことを規定しています。
- ・ 障害のある子どもやひとり親家庭の子ども等（経済的に困難な家庭の子ども、不登校・ひきこもりの子どもなど）やその家庭の把握に努め、その状況に応じた支援をすることを規定しています。



市民からの主な意見及び検討会議での発言
<p>《市民からの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ予防接種を全員にできないか。</li> <li>・安心して子どもだけで公園で遊ばせるように、防犯強化をすべきである。</li> <li>・子どもにとって安心な集える場、居場所づくりが必要。</li> <li>・自分たちが<u>留学する際の支援</u>など（留学制度）。</li> <li>・夢に向かって頑張っている子にその子の夢に近づけられる人との縁を繋いであげるための<u>ネットワークづくり</u></li> <li>・職業体験のワークショップの開催やサポート <b>※再掲</b></li> <li>・本物なモノ（芸術や文化、スポーツなど）やあこがれの人・一流の人（スポーツ選手やアイドル、シェフなど）との<u>出会い・触れる機会の創出</u>。</li> <li>・大人から経験談やアドバイスなど話聞きたい。 <b>※再掲</b></li> </ul>
<p>《市民からの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道などを整備して、子どもだけで安心して戸外に出ることができる環境になるといい。</li> <li>・不審者や道路の欠陥、自転車との接触など、<u>通学路にも危険なところ</u>がたくさんある。</li> <li>・防災対策の強化。ハザードマップ作りや、<u>学校だけでなく地域ごとに定期的に避難訓練</u>するなど。 <b>※再掲</b></li> <li>・LINEでいじめやトラブルが増えている。自分たちでルールづくりをするなど、スマホの使い方を考える必要がある。 <b>※再掲</b></li> <li>・虐待、子ども同士のいじめを見つけたときに勇気を持って対応すること。 <b>※再掲</b></li> <li>・LINEなどによる友達同士のいやがらせが増えてきている。スマホのトラブルへの対策が必要。</li> </ul>



素案
<p>■子どもの健やかな成長を支援するための取組を規定します。</p> <p>（子どもの成長への支援）</p> <p>第11条 市は、子どもの健やかな育ちの支援とともに夢に挑戦する環境を整備するため、保護者、地域住民、事業者及び学校等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり</li> <li>(2) 子どもが利用しやすい公共施設整備など良好な育ち、学びの生活環境の確保</li> <li>(3) 自然や地域社会との関わりなど多様な経験を通じた子どもの夢を育むための支援</li> </ol>
<p>■有害な環境や危険な環境から子どもたちを守るための取組を規定します。</p> <p>（有害・危険な環境からの保護）</p> <p>第12条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとします。</p> <p>2 市、保護者及び学校等は、子どもに対して情報モラル教育を行うよう努めるものとします。</p>

<説明>

- ・市は、子どもが安全で安心して遊び、学び、活動する生活の場としての公共施設等の整備や支援を行います。
- ・子どもは、友だちと遊んだり、活動に参加したり、様々な世代の人々と触れ合ったり、多様な体験などを通して、多くのことを学んで大人になっていきます。そのため、市は、地域住民等と協力、連携して、そのような場や機会を提供することを規定しています。
- ・子どもにとって有害な環境や犯罪などに子どもが巻き込まれたり、接したりすることがないように、市はもとより、保護者、地域住民等が協力、連携して子どもを守る取組を規定しています。また、情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）教育などについても規定しています。

市民からの主な意見及び検討会議での発言
<p>《市民からの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の関係性が薄いので、頼れる人がなかなかいない。</li> <li>・相談相手（ママ友）が少ないこと</li> <li>・赤ちゃんサロンを地区の会館で実施やママの相談を受ける。 ※再掲</li> <li>・地域と関わりが少ないだけに地域に協力を求める相手が安全なのか、また相手は迷惑ではないのかなど色々考えてしまう。</li> <li>・相談する場や相手がいない。</li> <li>・発達障がいの子どもの持つ親を対象にした相談や情報提供などがあると良い。</li> </ul> <p>※再掲</p>



素案
<p>■子どもを虐待やいじめなどから守るための取組を既定します。</p> <p>（虐待等への取組）</p> <p>第13条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとします。</p> <p>2 市、保護者、地域住民及び学校等は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとします。</p>
<p>■子どもや家庭からの相談についての取組みを規定します。</p> <p>（相談体制の充実）</p> <p>第14条 市及び学校等は、子どもが自分自身のこと、家庭及び学校のこと等について、安心して相談することができる場の提供を行うものとします。</p> <p>2 市及び学校等は、子どもの育成に関する保護者の意見交換や相談の場の提供を行うものとします。</p> <p>3 市及び学校等は、子どもからの相談や子どもにかかわる相談に対し、すみやかに対応するとともに、地域住民及び関係機関と連携し、及び協働し、子ども及びその家庭の救済及び回復を図るものとします。</p>

<説明>

- ・虐待やいじめなどは、最も深刻な子どもの権利侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。そのため、虐待等の予防や早期発見・早期対応に取り組むとともに、被害にあった子どもについては、適切な支援を行う必要があります。
- ・市及び学校等は、子ども及びその保護者が直接相談できる窓口等の体制整備に取り組むことについて規定しています。
- ・市及び学校等は、子どもの状況に応じ、必要な場合には、地域住民や学校等の関係機関等と連携して子どもと家庭の救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うことについて規定しています。

## 第 5 章 推進体制

この章では、地域全体でこどもを育む条例の目的達成に向けて推進する体制について位置付けます。

### 素案

■こども・子育て会議を位置付け、担当する事務について規定します。

#### (こども・子育て会議)

第 15 条 市は、地域全体でこどもを育むまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、こどもに関する施策の実施状況を検証するため、こども・子育て会議(以下「会議」といいます。)を置きます。

#### (所掌事務)

第 16 条 会議は、市長その他執行機関の求めに応じ、こどもに関する施策の実施状況に関するもののほか、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に規定する事項について調査審議を行います。

2 会議は、前項に規定する事項に関し、市長その他執行機関に報告し、又は意見を述べるができるものとします。

■会議の具体的な組織体制、運営方法などを規定します。

#### (組織等)

第 17 条 会議は、委員 25 人以内で組織します。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱します。

3 委員の任期は、2 年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

#### (委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

#### <説明>

・様々な意見を聴きながら、こどもに関する施策の実施状況などを検証するための組織として「こども・子育て会議」を規定しています。